

平成26年第4回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年5月16日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年5月16日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君 |
| 教 育 長   | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長 | 新 木 之 博 君 |
| 教 育 次 長 | 車 地 勝 司 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長  | 車 地 孝 幸 君 |
| 税務住民課長  | 中 村 輝 彦 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~〇~~~~~

## 8. 議 事 日 程

- |      |        |                                                   |
|------|--------|---------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                                      |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                                           |
| 日程第3 | 報告第3号  | 「専決処分した事件の報告について（（仮称）町民交流センター建設工事に係る請負契約の変更について）」 |
| 日程第4 | 議案第33号 | 「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」               |
| 日程第5 | 議案第34号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」         |
| 日程第6 | 議案第35号 | 「議案第35号 財産の取得について（坂町立町民交流センター家具備品）」               |
| 日程第7 | 議案第36号 | 「議案第36号 財産の取得について（坂町立町民交流センター体育備品）」               |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（大島英司君） それでは皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼。

（一同「おはようございます」）

○議長（川本英輔議員） きょうは何かと日程的には大変忙しい時間となりますけれども、ひとつ慎重審議を重ねて、無事この臨時議会を終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回坂町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、5件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいませ、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番柚木喬議員、5番瀧野純敏議員、6番中下伸議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 報告第3号「専決処分をした事件の報告について」の件を議題といたします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 報告第3号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、(仮称)町民交流センター建設工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたもので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額14億7,267万7,500円を、14億7,436万3,380円に変更をいたすものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番(折出直幸議員) この改めるいう中身、詳細をちょっと説明をお願いします。

○議長(川本英輔議員) 車地教育次長。

○教育次長(車地勝司君) 御説明申し上げます。

当初予算のほうで計上させていただいておりますけれども、主なものについて言わせていただきます。

レリーフの設置についての費用でございます。それと小学校側の照明の追加が主なものでございます。

以上です。

○議長(川本英輔議員) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第33号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第33号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正をすることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて、改正の主な内容について御説明を申し上げます。

坂町税条例の新旧対照表をごらんください。

1ページから6ページの附則第6条、第6条の2、第6条の3につきましては、単に課税標準の計算の細目を求めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除をいたすものでございます。

6ページの附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例につきまして、適用期限が3年間延長されたことに伴い、改正をいたすものでございます。

附則第10条の3につきましては、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、第9項を加えるものでございます。

7ページの附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限が3年間延長されたことに伴い、改正をいたすものでございます。

その他につきましては、地方税法の改正に伴う条文整理で、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第33号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第34号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第34号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正をいたすことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて、改正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

1ページの第2条第3項、第4項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に、また、介護納付金課税額の課税限度額を12万

円から14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2ページの第28条第1項第2号、第3号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 今、この改正案になった場合には、国民健康保険税が上がるとか云々とかいうのがあるんじゃないか思うんですけど、そこらはどういう形になるんでしょうか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

軽減措置を行うものでございますので、国民健康保険税を上げるということはございませんが、当然税収が少なくなるわけですから、一般会計からの繰り入れで賄うということになるかと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のことですが、既に26年度予算に盛り込まれていると思うんですけども、これはいわゆる14万円から16万円、2万円の増は金額的には幾らぐらいの感じになるんですか、概略的に。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

この条例の改正につきましては、4月1日の施行ということで、26年度予算にはこの改正内容については反映をされておられません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第34号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第35号「財産の取得について」、日程第7 議案第36号「財産の取得について」の2議案を一括議案とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第6 議案第35号から、日程第7 議案第36号までを一括議案といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号及び議案第36号の「財産の取得について」は、関連がございますので、あわせて御説明を申し上げます。

本案件につきましては、坂町立町民交流センターの家具備品及び体育備品を取得しようとするものでございます。

家具備品につきましては優秀業者9社を指名いたし、4月30日に見積もり合わせを執行いたしました結果、950万4千円で株式会社竹中工務店広島支店に落札をい

たしました。

体育備品につきましては優秀業者7社を指名いたし、5月9日に見積もり合わせを執行いたしました結果、2,148万1,200円で株式会社体育社に落札をいたしました。

両財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

なお、納入期限は平成26年8月15日までといたしております。

備品の内容につきましては、教育次長兼町民交流センター準備室長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） それでは、備品の内容について御説明申し上げます。

坂町立町民交流センター家具備品の主なものといたしましては、事務室の机や書庫、会議室等の机や椅子、エントランスホール及びロビーのテーブル、ソファ等でございます。

また、体育備品につきましては、移動式バスケットゴール、電光掲示板、アリーナの床に敷くフロアシート、卓球台や空手用のマット等が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑、討論、採決を行います。質疑については一括で、討論、採決については1議案ずつ行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、質疑は一括で、討論、採決は1議案ずつ行います。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今、家具備品とか体育備品についての説明を受けたんですけども、何かすごい簡単で少ないような気がするんですけども、例えば体育備品やなんかについて、これ以外にまだそれぞれ各団体からの要望等が出てくるとは思うんですけども、ここら辺については、要望はどのようなふうに取り扱っていただけるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 大変失礼いたしました。そのほかのものといましては、支柱関係、バレー以外の支柱関係、それからあとは審判台とかポールの整理台、支柱を納める台とか、あとは運搬車とか得点板、めくるようなものでございますが、一応、各部からの要望については、空手用のマット一式とか卓球台とか、要望に沿ったものとなっております。ただ、要望が課題のものについては、話し合いの上、納得された品数をそろえております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これで先ほどの専決処分を込めて、9月開館までにはこれだけでも交流センターの費用、総体的な費用は出ることはないんですか。その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 答えいたします。

この備品以外に電気備品でテレビとか、そういうものがまだ残ってございますけれども、あと残るものといましては、坂小との連絡通路の工事、それから坂小とのネットがございまして、それのかさ上げぐらいで、今のところ、追加になる予定となっております。ご了承ください。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） この950万4千円、これ、説明では9社で見積もり合わせいうふうに説明を受けたんですけど、こちらの場合は入札、そしてこちらの場合は9社で見積もり合わせいうことで、入札の場合は次点との関係が幾らぐらい開きがあって、これならいうふうなのがわかるんですけど、見積もり合わせの場合は、これだけで次点はどうだったんかいの、それだけ開きがあるなら仕方がないというふうに納得ができるわけですけど、そういった見積もり合わせで、業者は云々として、次点とのそういった開き云々は公表できるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

見積結果一覧表の中に、家具備品でありますと、9社で一番安価であった社、2番

目に安価であった社、3番目に安価であった社を一覧表で載せていただいております。
以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○10番（大田直樹議員） 失礼いたしました。勘違いしておりました。いいです。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6 議案第35号「財産の取得について」討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第36号「財産の取得について」討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成26年第4回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これから次第に暑さに向かってまいります。皆様には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これで、平成26年第4回坂町議会臨時会を終了いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（閉会 午前10時28分）